

福島県の最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

福島県では、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足が深刻化している。

また、全国における人手不足を補うための外国人労働者数は、対前年比で約4%増加し、パート労働者、契約社員、派遣社員などの非正規労働者は、雇用全体の約4割を占め、不安定な雇用形態が増加している。

勤労意欲の喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑み、最低賃金の引上げと早期発効は喫緊の課題でもある。

最低賃金の引上げによる景気浮揚効果の重要性を強く意識し、社会経済の回復と安定に努め、また、働く者の努力に報いることが、社会の責任でもあり、極めて必要な時期である。

よって、当市議会は、政府関係機関等に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 福島県の最低賃金について、毎年年率3%程度を目途に引上げを図ること。また、2020年7月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2020」の「より早期に全国加重平均が1000円になることを目指すとの方針を堅持する」とした方針に基づき、相応の引上げを行うこと。
- 2 中小企業や地元企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。
- 3 福島県内の労働力の確保、人口流失の抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 4 一般労働者の賃金引上げ時期を踏まえ、福島県の最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月16日

喜多方市議会議長 齋 藤 勘一郎

【意見書提出】

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	菅	義偉	殿
厚生労働大臣	田村	憲久	殿
福島労働局長	岩瀬	信也	殿